

第3期 身延町地域福祉計画

令和4年度～令和8年度

令和4年3月

身延町

● 目 次 ●

第3期 身延町地域福祉計画

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の期間	4
第2章 身延町の現状	5
第1節 人口・世帯の状況	6
第2節 障害のある人の状況	9
第3節 子どもの状況	10
第4節 高齢者の状況	14
第5節 その他の地域の状況	17
第3章 基本理念と基本目標	18
第1節 基本理念	19
第2節 基本目標	20
第3節 施策体系図	21
第4章 基本計画	22
第1節 支えあいの地域福祉活動を展開する	23
第2節 安心して暮らせる福祉環境を整備する	28
第5章 計画の推進に向けて	34
第1節 「自助」・「共助」・「公助」および「互助」の役割	35
第2節 地域包括ケアの推進	35
第3節 協働による計画の推進	36
第4節 計画の評価と見直し	36

第1章 計画策定にあたって

第 1 章 計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨

本町では、平成 24 年 3 月に「助け合い、心のふれあうひらかれた町をつくる」の理念もと、①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進という 3 つの基本目標を掲げた「第 1 期身延町地域福祉計画」を策定した後、平成 29 年 3 月に「第 2 期身延町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

この計画は、住民同士の「ふれあい・支えあい・助けあい」の活動を活発にして、行政のサービスと組み合わせ、行政だけでは解決できない地域福祉の問題を地域全体で解決することを目指した「福祉のまちづくり」を進めていくための基本となるものです。

しかしながら、近年の私たちを取り巻く社会環境は、家族形態の変化や地域における人々のつながりの希薄化、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症により地域社会を取り巻く環境が大きく変化してきています。そのため、高齢者、障害のある人などの生活上の支援を必要とする人たちは、一層厳しい状況に置かれています。また、生活不安やストレスから自殺、ホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどの新しい課題が社会問題となっています。

また、東日本大震災における教訓などから、住民防災に対する意識は高くなっており、地震などの大規模災害だけでなく、地域の中で起こりうる自然災害に備えるため、地域の連携がますます必要となっています。

身延町では、行政運営の指針となる総合計画をはじめ、各種個別分野の福祉計画を策定し、計画に基づく福祉施策を展開してきました。また、各種団体や住民など、様々な主体による福祉活動も活発に展開されるようになってきました。

こうした全国的な状況や本町の実情を踏まえ、安心して暮らすことができ、かつ夢や希望を持って活躍し続けられる地域福祉活動を一層推進していくために、この計画を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

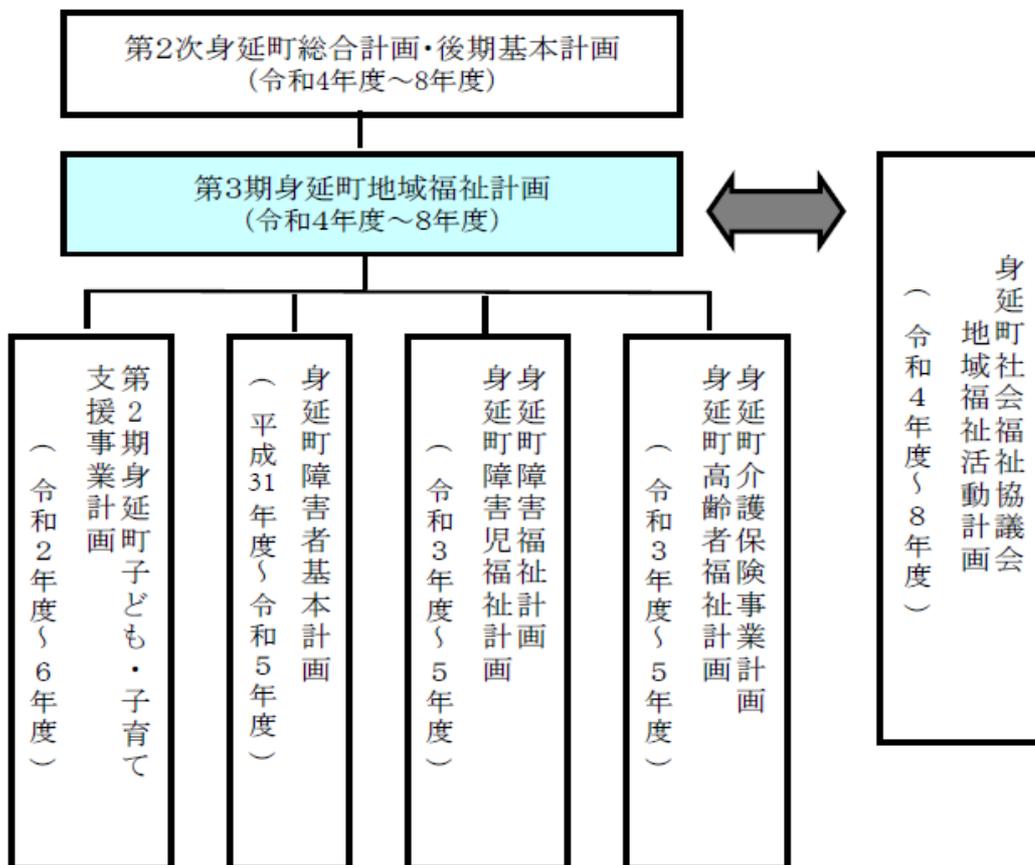
この計画は、本町の地域福祉の推進に関する基本的かつ総合的な指針を定めるもので、身延町総合計画（以下「総合計画」という。）を上位計画として、その基本構想に即して、福祉分野の具体的な施策を実行するため、各法律に基づき策定された各福祉分野の課題に総合的に取り組むための計画として推進するための基本的な計画としての性格を持ちます。

また、計画は社会福祉法第107条の規定に基づき、次の3つの事項を盛り込んでいます。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

以下は、3つの事項にもとづく、具体的な内容です。

社会福祉法の規定	具体的な内容
(1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	①福祉サービスの利用に関する情報提供や相談支援体制の整備 ②要支援者が必要かつ適切な福祉サービスを利用することができる仕組みづくり ③サービス利用に結びついていない要支援者への対応
(2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	①民間事業者やNPO法人などの幅広い事業者の福祉サービスへの参入促進 ②事業者の福祉サービスの内容や質が適正であるか点検する仕組みづくり
(3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項	①地域住民、ボランティア団体、NPO法人などの社会福祉活動への支援のための活動拠点の充実 ②地域福祉を推進する人材の育成・確保



第3節 計画の期間

『第3期身延町地域福祉計画』の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても必要に応じて見直しを行うこととします。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
第3期身延町地域福祉計画					第4期身延町地域福祉計画				

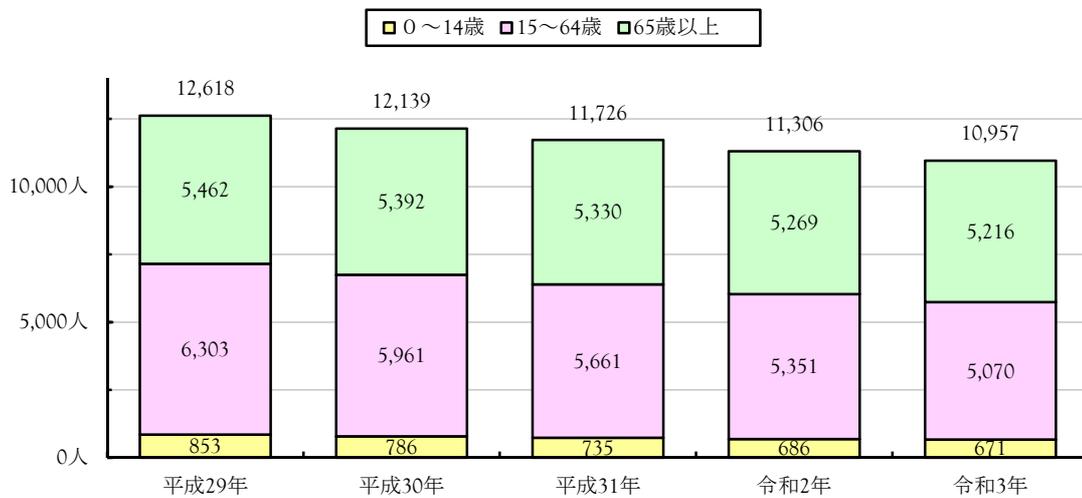
第2章 身延町の現状

第 2 章 身延町の現状

第 1 節 人口・世帯の状況

◎総人口

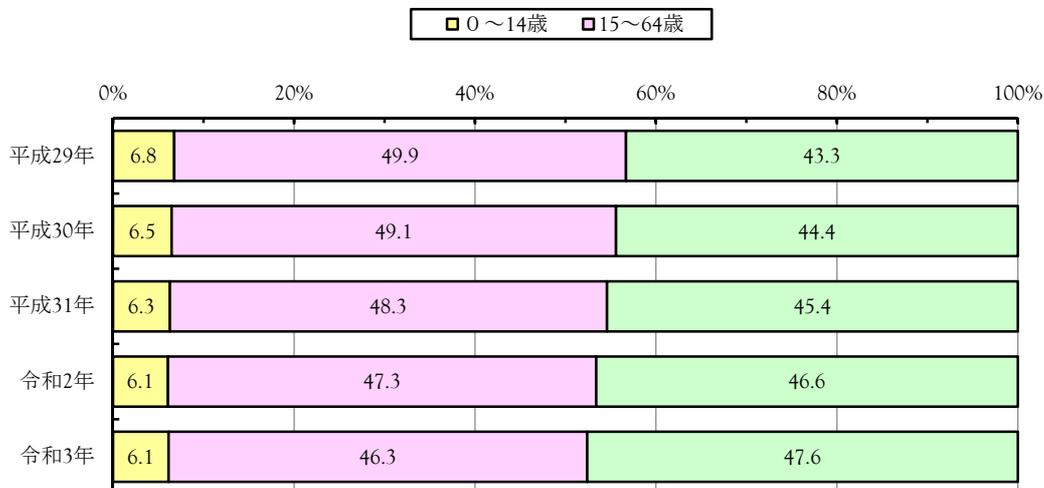
身延町の総人口は、令和 3 年現在、10,957 人です。平成 29 年から年々減少し総人口の推移をみると、1,661 人減少しています。



資料：住民基本台帳（各年 3 月末日）

◎総人口（比率）

総人口の内訳を比率で見ると、0～14 歳、15～64 歳の比率は減少し、65 歳以上の比率は増加傾向となっています。



資料：住民基本台帳（各年 3 月末日）

◎世帯数

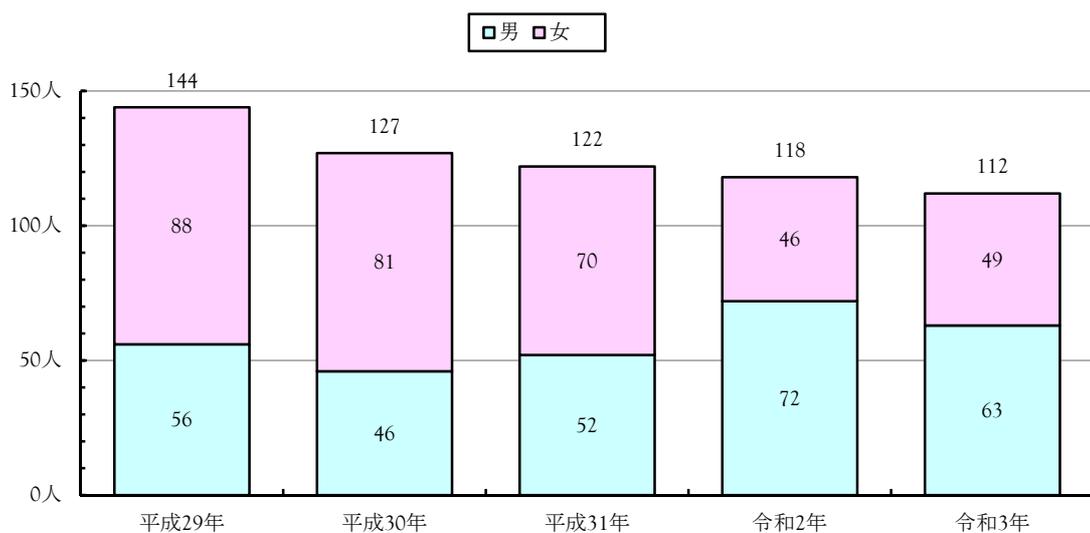
世帯数は、年々減少しており、令和3年には5,256世帯となっています。平成29年からの総世帯数の推移をみると、448世帯減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月末日）

◎外国人登録人口（総数）

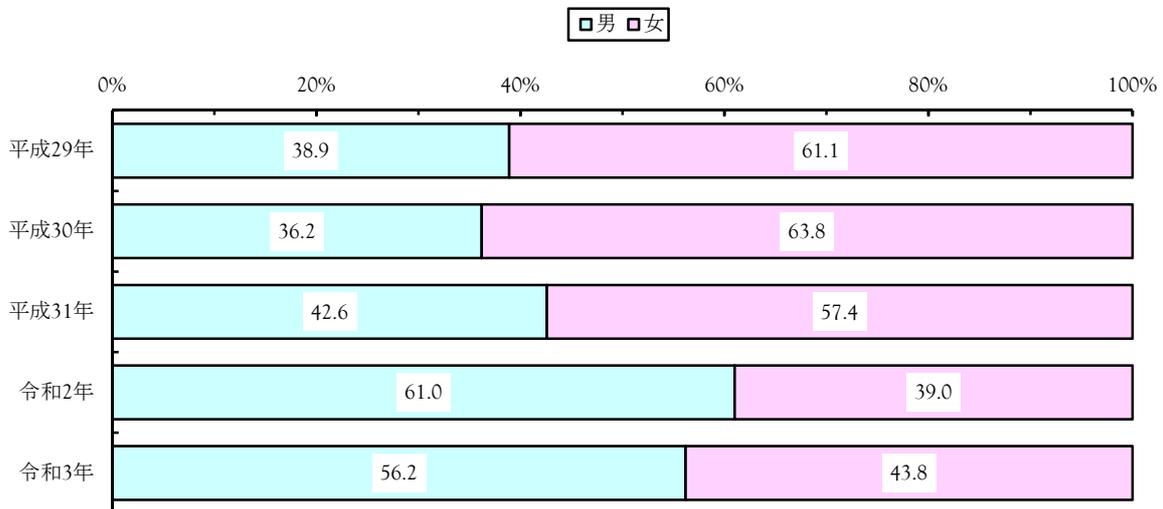
外国人登録人口は、減少傾向にあり、令和3年には112人となっています。平成29年から32人減少しています。



資料：町民課（各年3月末日）

◎外国人登録人口（男女の比率）

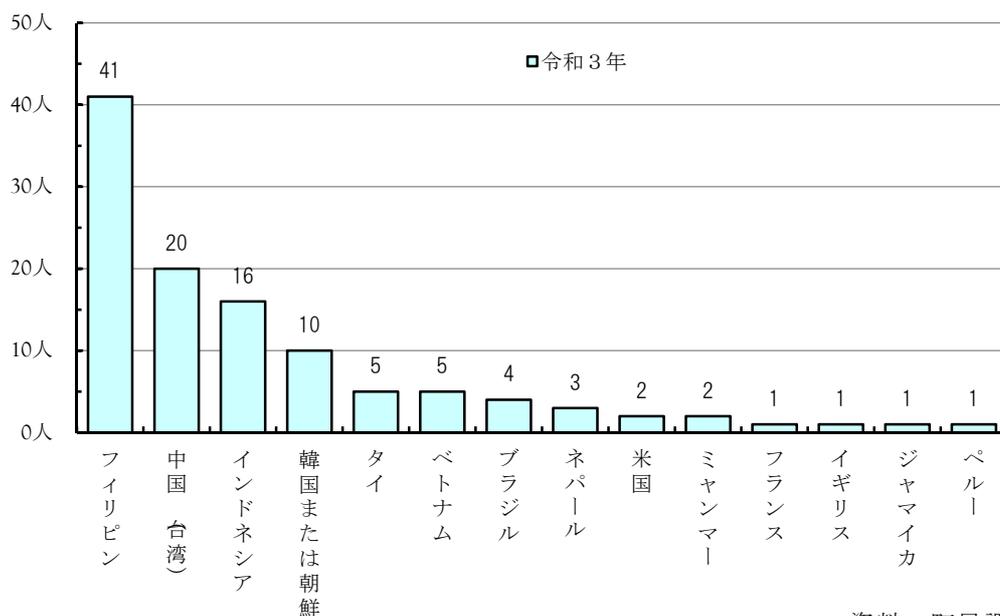
外国人登録人口の男女の比率は、男性の割合が伸びてきており、令和2年から男性の割合のほうが高くなっています。



資料：町民課（各年3月末日）

◎国別外国人登録人口

国別外国人登録人口は、以下のとおり14か国の人々が身延町に住んでいます。東南アジア諸国の人々が多く、フィリピンの出身者が41人と最も多くなっています。

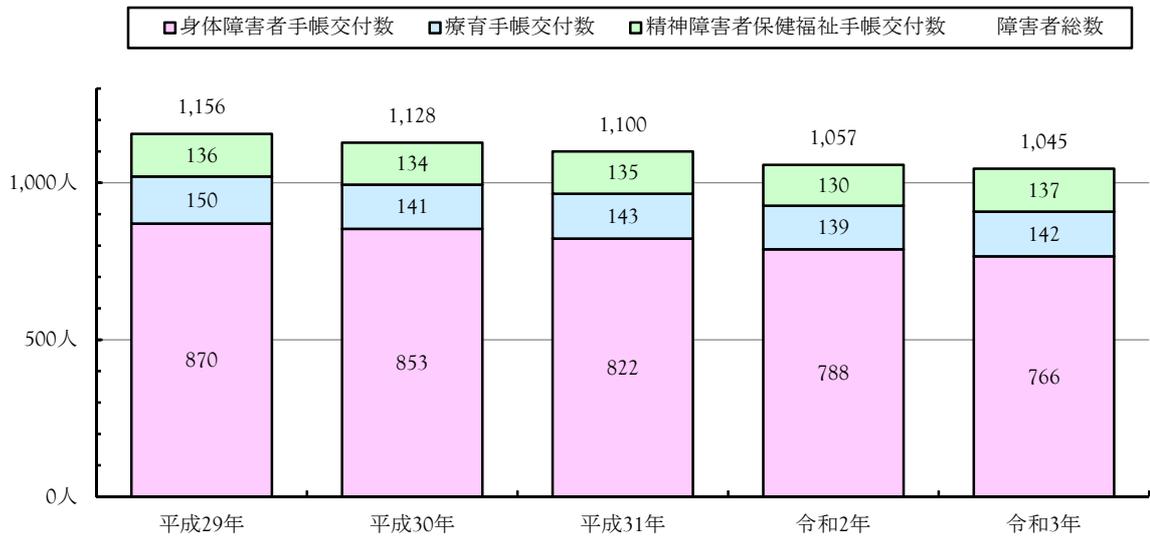


資料：町民課（3月末日）

第2節 障害のある人の状況

◎障害者手帳所持者数

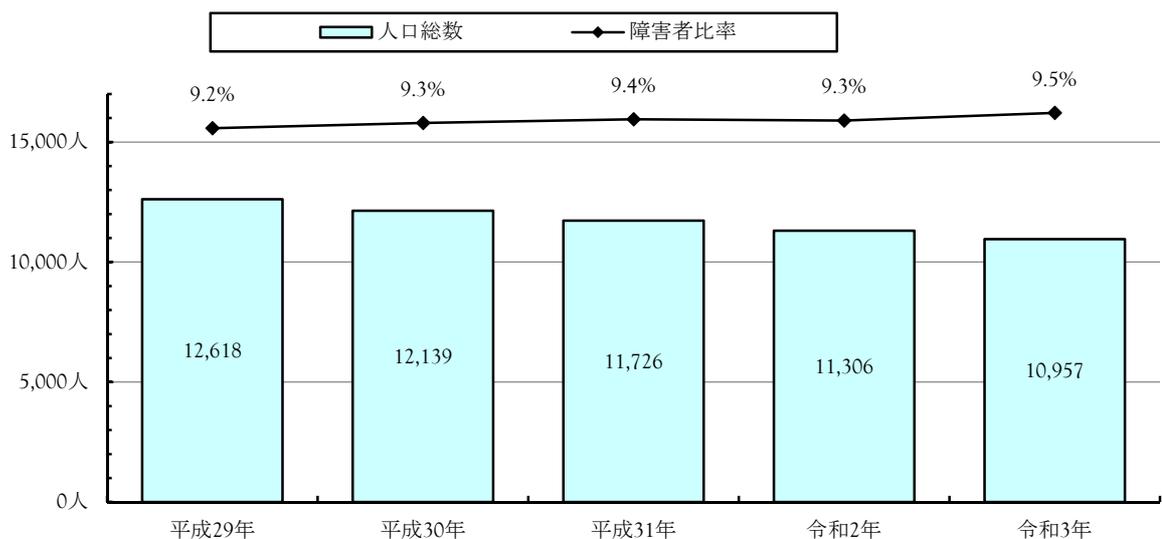
障害者手帳の所持者数は、年々減少傾向にあります。令和3年には1,045人となっています。



資料：福祉保健課（各年3月末日）

◎障害者手帳所持者数（障害者の比率）

障害者の比率はやや増加傾向にあり、令和3年は9.5%となっています。

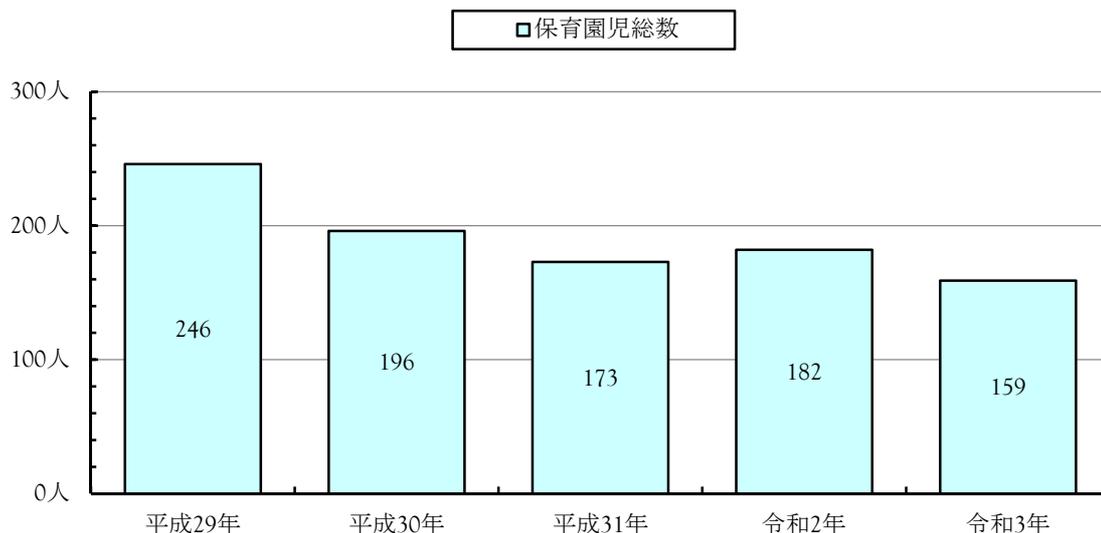


資料：福祉保健課（各年3月末日）

第3節 子どもの状況

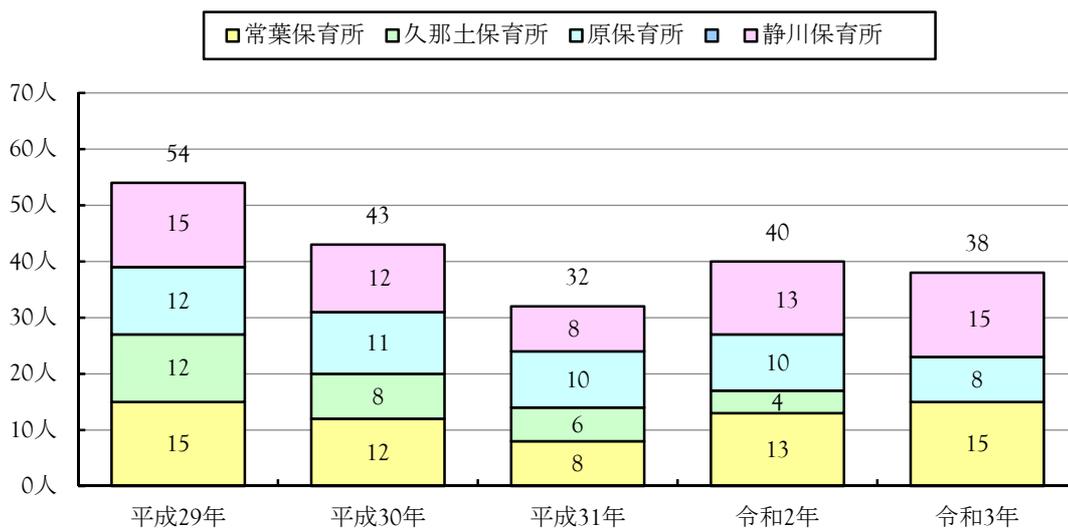
◎保育園児数

保育園児数は、少子化の影響に伴い町立保育園、私立保育園ともに年々減少傾向にあります。



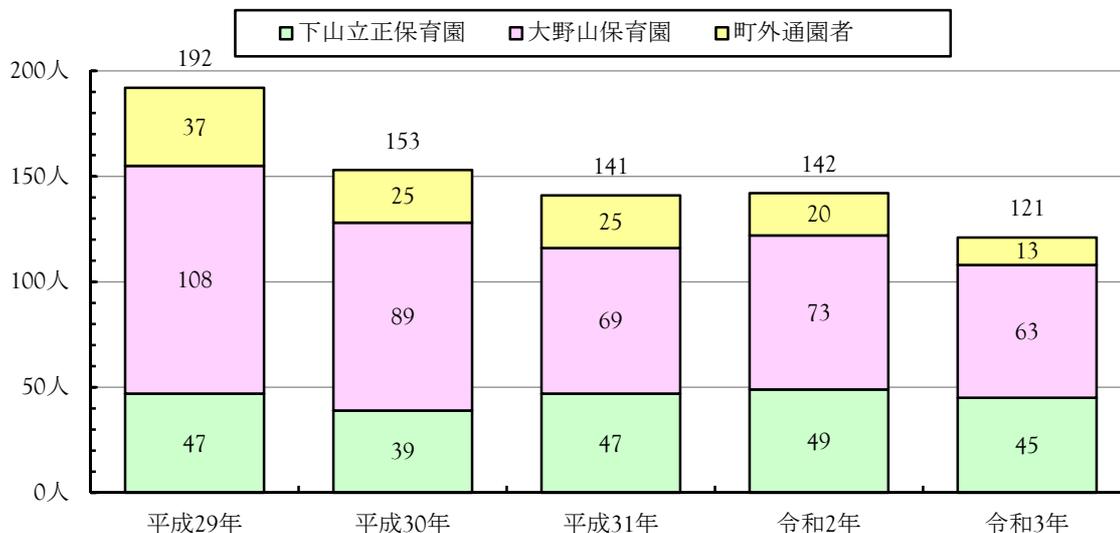
資料：子育て支援課（各年4月1日）

<町立保育園>



資料：子育て支援課（各年4月1日）

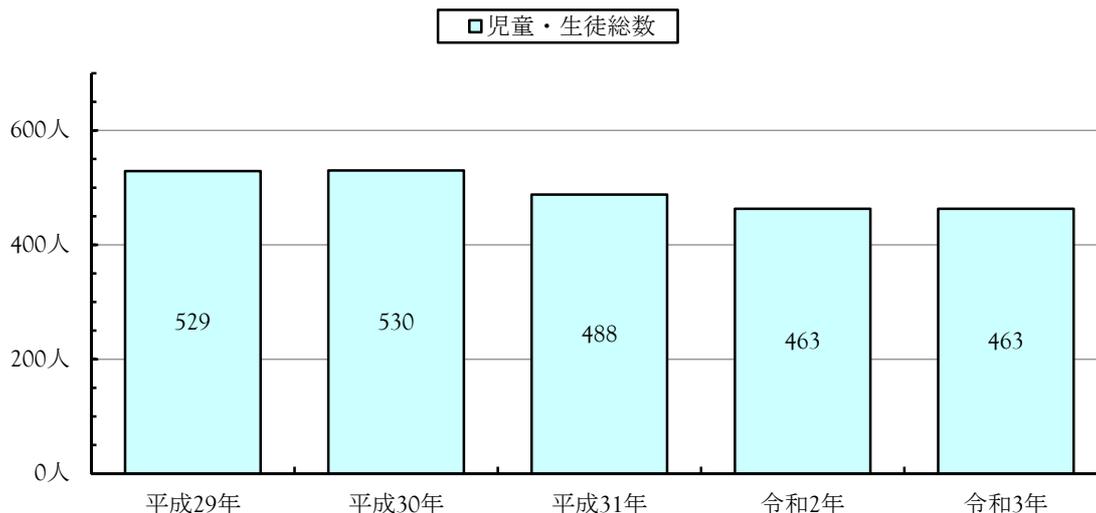
<私立保育園>



資料：子育て支援課（各年4月1日）

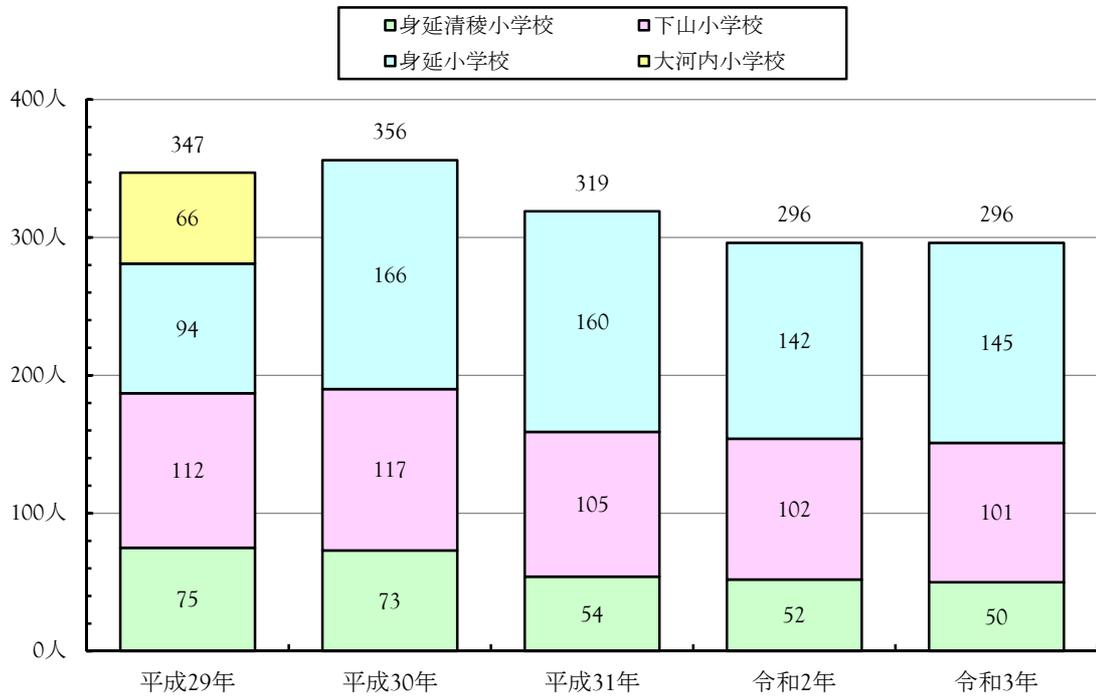
◎児童・生徒数

小学校、中学校ともに順次統廃合が行われ、現在小学校が3校、中学校が1校となりました。小学校児童数と中学校生徒数は、全体的に減少傾向にあります。令和3年の児童・生徒数は463人で平成29年から66人減少しています。



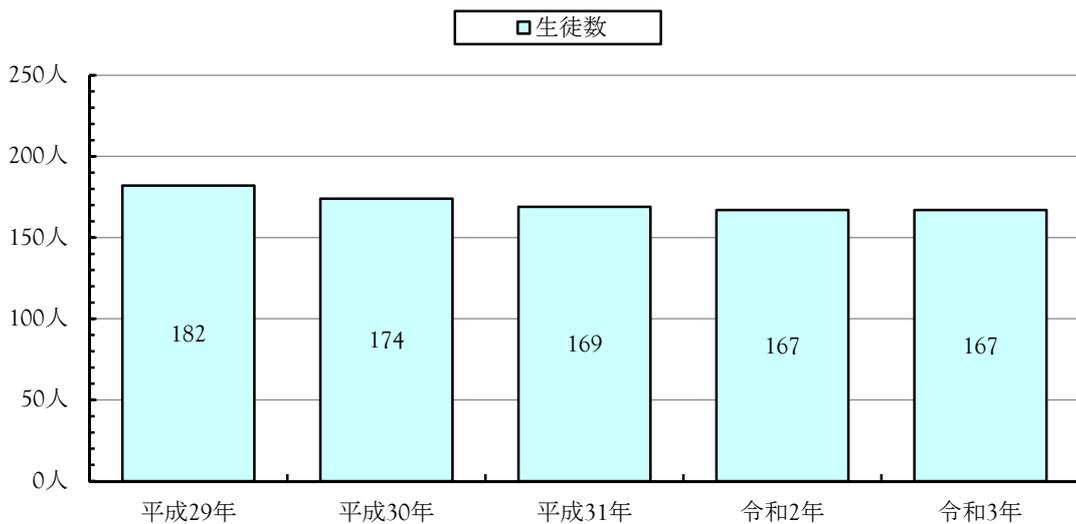
資料：学校教育課（各年4月1日）

〈児童数〉



資料：学校教育課（各年4月1日）

〈生徒数〉



資料：学校教育課（各年4月1日）

町立小中学校児童生徒数集計表(H29～R3)

(人)

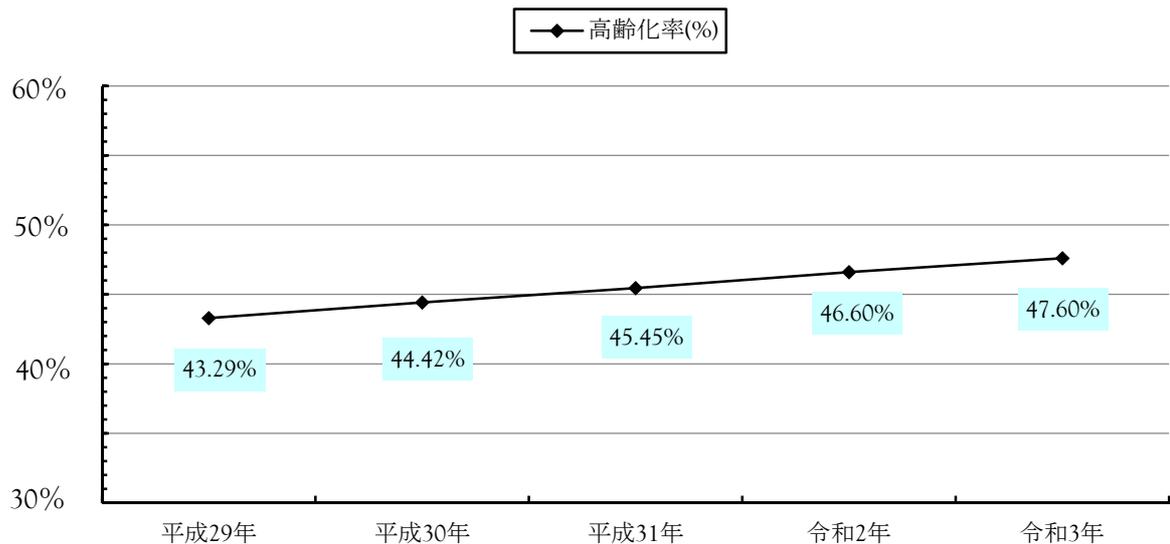
学校名		H29	H30	H31	R2	R3
身延清稜小学校	男	28	28	17	18	23
	女	47	45	37	34	27
	計	75	73	54	52	50
下山小学校	男	54	47	45	42	42
	女	58	70	60	60	59
	計	112	117	105	102	101
身延小学校	男	47	91	87	72	75
	女	47	75	73	70	70
	計	94	166	160	142	145
大河内小学校	男	39				
	女	27				
	計	66				
小学校小計	男	168	166	149	132	140
	女	179	190	170	164	156
	計	347	356	319	296	296
身延中学校	男	99	88	94	89	88
	女	83	86	75	78	79
	計	182	174	169	167	167
中学校小計	男	99	88	94	89	88
	女	83	86	75	78	79
	計	182	174	169	167	167
児童生徒数合計	男	267	254	243	221	228
	女	262	276	245	242	235
	計	529	530	488	463	463

資料：学校教育課（各年4月1日）

第4節 高齢者の状況

◎高齢化率

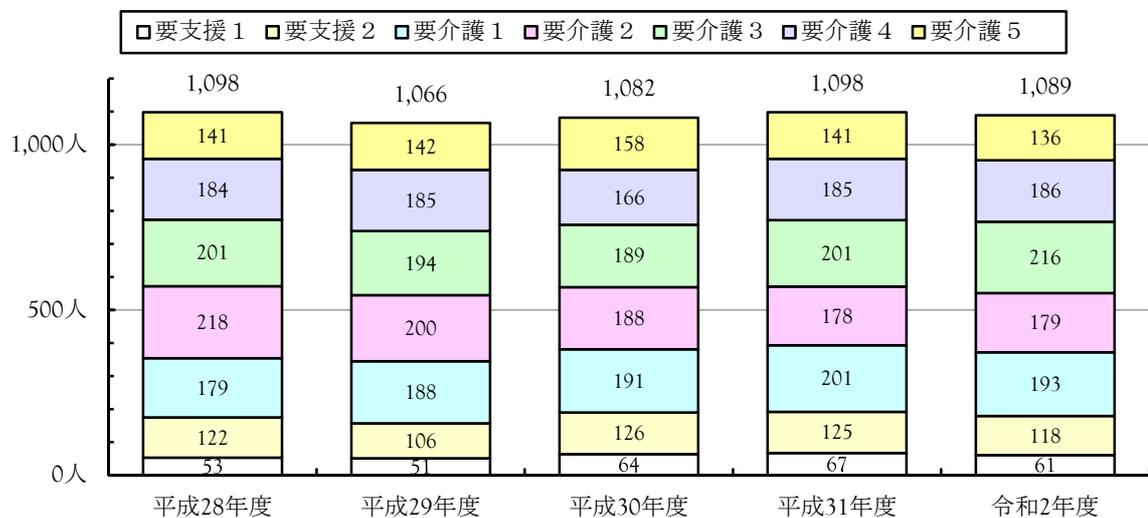
高齢化率は年々上昇し、令和3年は47.6%で、初めて山梨県で一位となりました。



資料：町民課（各年3月末日）

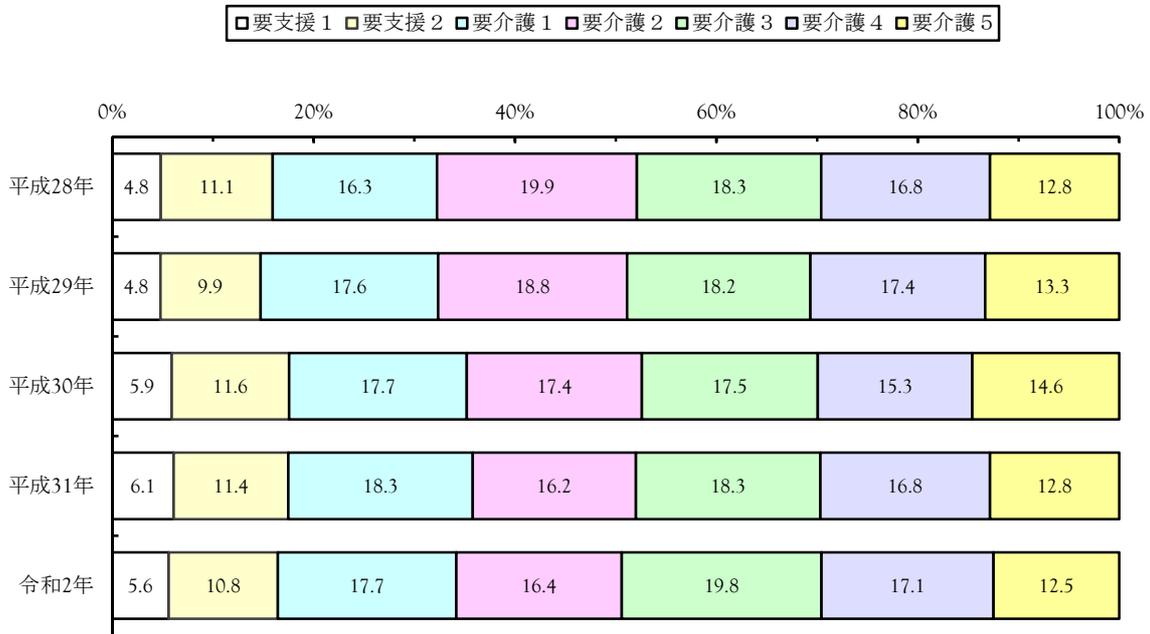
◎要介護認定状況

要介護認定状況は、全体的に認定者数は横ばい傾向にあります。各介護度者数も要介護1～5の要介護者は横ばいとなっています。



◎要介護認定状況（比率）

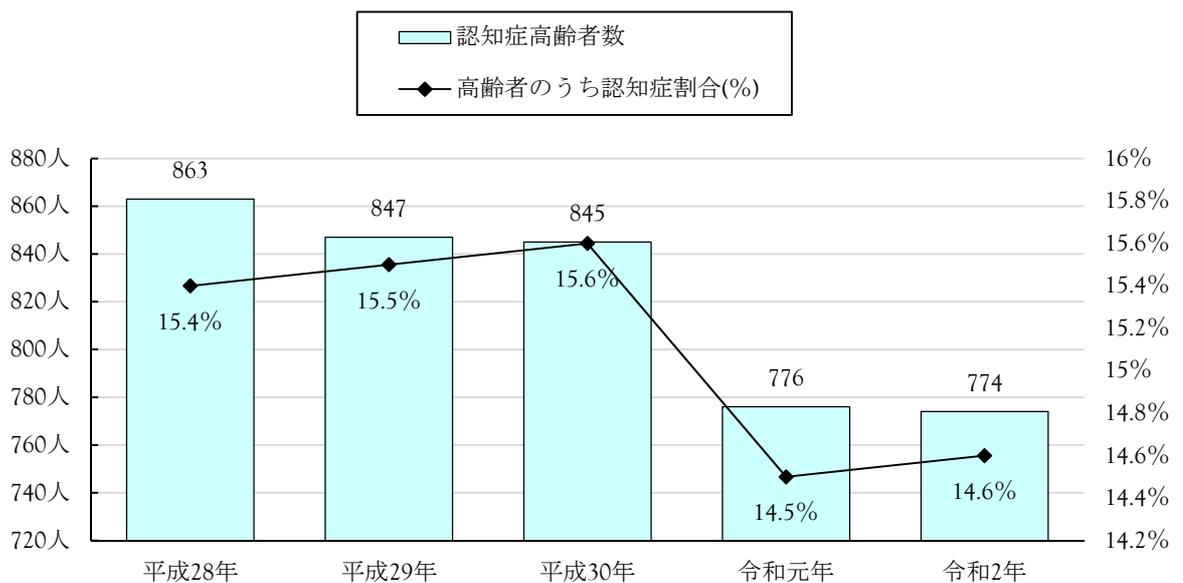
要介護認定状況を比率で見ると、この5年間は特に要介護3と要介護4の割合が増加傾向にあります。



資料：介護保険事業報告（各年3月末日）

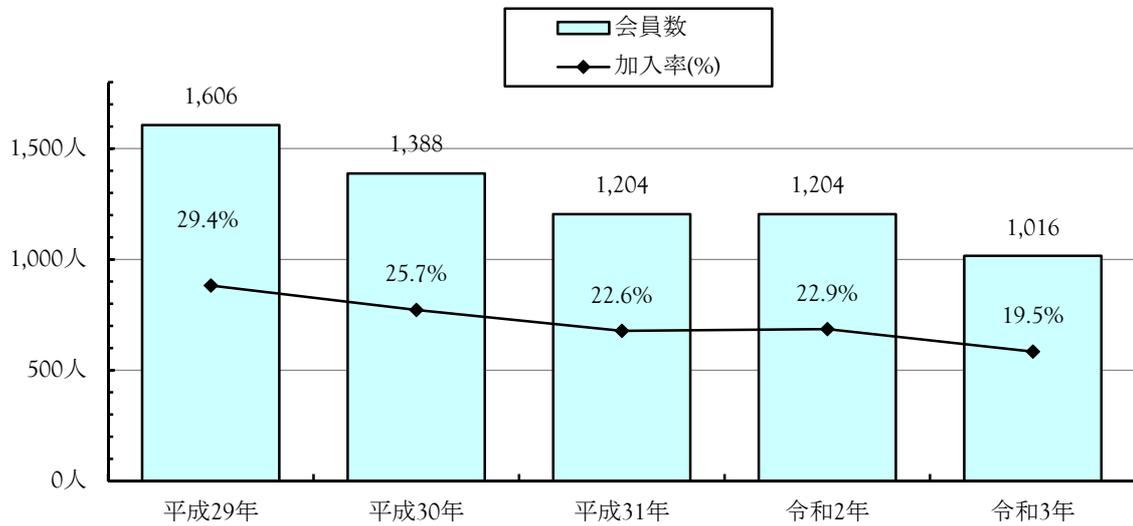
◎認知症高齢者状況

平成30年度から令和元年度にかけて認知症高齢者数（割合）は減少しましたが、その後は横ばいとなっています。



◎老人クラブ

老人クラブ（すこやかクラブ）の加入者数は年々減少し、加入率も低下しています。令和3年には20%を割り、19.5%の加入率となっています。

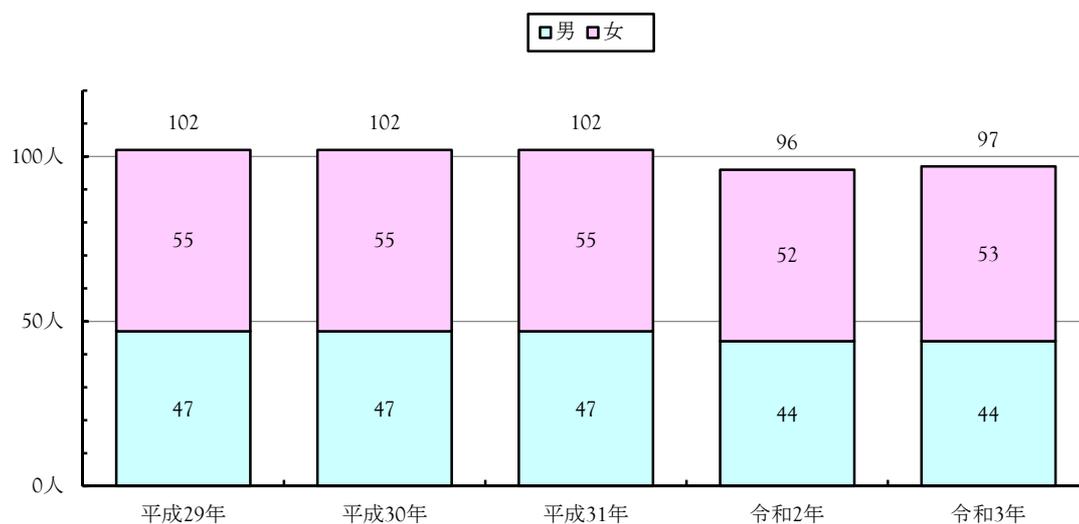


資料：福祉保健課（各年4月1日）

第5節 その他の地域の状況

◎民生・児童委員数

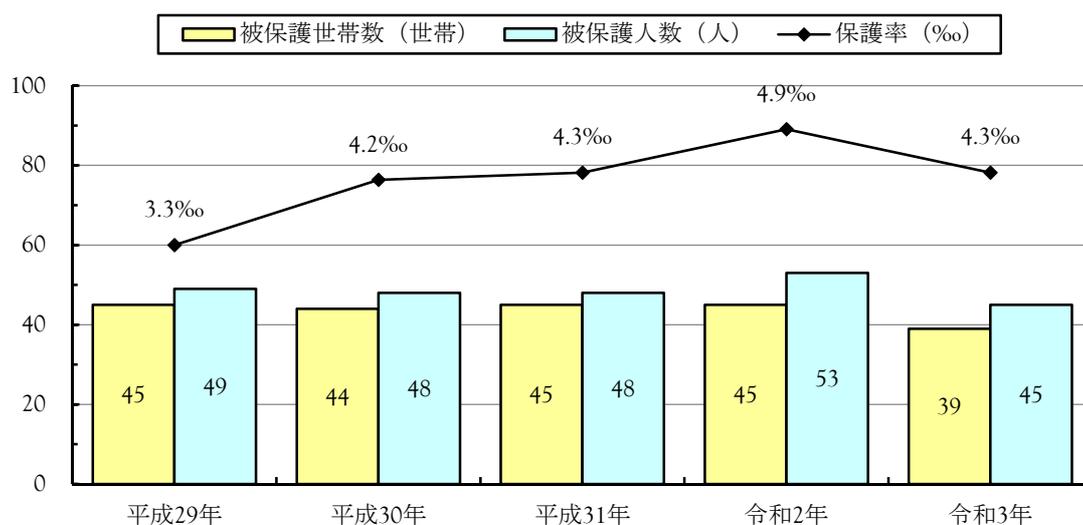
民生・児童委員数は、大きな変化はありません。性別で見ると男性よりも女性の民生・児童委員のほうが多くなっています。



資料：福祉保健課（各年4月1日）

◎生活保護世帯人数

生活保護世帯人数と世帯数は横ばいで推移しています。保護率は幾分上昇気みとなっています。



資料：山梨県福祉保健総務課（各年4月1日）

第3章 基本理念と基本目標

第 3 章 基本理念と基本目標

第 1 節 基本理念

身延町総合計画では、「安らぎと活力あるひらかれたまち」を将来像に掲げ、「身延町民であることに誇りと自覚をもち、力を合わせて安らぎと活力にあふれた、ひらかれたまちづくりを進める」という町民憲章の一文を基本理念として、まちづくりを進めています。

本計画も町民憲章の理念を踏襲し、

「助けあい、心のふれあうひらかれた町をつくる」

ことを基本理念とします。

◆ 身延町民憲章 ◆

私たちの郷土は、雄大な山なみに抱かれ、四季を通して緑と水とが織りなす美しい自然環境に恵まれています。古くから河内路の要衝として栄えた歴史と文化は、幾世代にわたって受け継がれ、今もなお郷土の中に脈々と息づいています。

私たちは、身延町民であることに誇りと自覚をもち、力を合わせて安らぎと活力にあふれた、ひらかれたまちづくりを進めていかなければなりません。

このことをふまえて、ここに町民憲章を定めます。

- 一 ふるさとの自然を愛し、安らぎのある町をつくります。
 - 一 心と体をきたえ、明るく健康な町をつくります。
 - 一 仕事に励み、創意と活力あふれる町をつくります。
 - 一 生涯を通して学びあい、香り高い文化の町をつくりま
- す。
- 一 助けあい、心のふれあうひらかれた町をつくります。

平成17年12月 1 日制定

第2節 基本目標

計画の基本理念である「助けあい、心のふれあうひらかれた町をつくる」ために、2つの基本目標を定め、計画を推進していきます。

◎支えあいの地域福祉活動を展開する

すべての町民が地域において、心豊かで快適に暮らし続けるためには、地域住民同士の支えあいが不可欠であることは言うまでもありません。しかし、近年、家族形態の変化や地域におけるつながりが希薄化し、地域活動等への参加者も年々少なくなりつつあります。

そこで、町民一人ひとりが自分の住む地域に関心を持ち、地域の生活課題を自分たちの課題として捉え、協働して解決していく意識を高め、日ごろから地域住民同士の支えあい・助けあいが実践されるよう、地域住民の自発的な地域福祉活動を促進します。また、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員などの各種委員、事業者、学校、地域組織、公的機関など、地域を構成する様々な団体や機関などと行政との連携と分担による地域協働の体制を強化していきます。

◎安心して暮らせる福祉環境を整備する

加齢や障害、子育てなどさまざまな問題が深刻化する中で、悩みや不安を解消し、福祉サービスを受けながら安心して生活できることはすべての住民の願いです。

そこで、相談体制の充実をはじめ、サービス利用者への支援やサービスの質の確保、福祉情報の収集・発信など、情報の共有に努めます。

また、いつ発生してもおかしくない南海トラフ地震などの災害や、高齢者や障害者、子どもなど比較的弱い立場の方々を狙った犯罪や交通事故などに備えた安全・安心のまちづくりが求められています。

そのため、防災体制の強化、地域防災力の向上、要配慮者対策に努め、誰もが安心して暮らせる福祉環境づくりを進めます。

第3節 施策体系図

本計画で進めていく施策は次のとおりです。

基本目標	基本計画の位置づけ	主な施策内容
第1節 支えあいの地域福祉活動を展開する	1 地域福祉ネットワークの構築	ネットワークづくり 社協連携・見守り体制
	2 地域福祉への理解の浸透	理解・啓発・福祉教育・思いやりや支えあい
	3 地域福祉活動の担い手の育成	認知症サポーター・ボランティア・NPO
	4 情報提供と相談体制の充実	情報提供・相談体制
第2節 安心して暮らせる福祉環境を整備する	1 福祉サービスの利用支援	サービスの質・苦情対応・新サービス
	2 要支援者への対応	権利擁護・閉じこもり・引きこもり・DV・虐待
	3 災害時等緊急体制の整備	災害時要配慮・自主防災組織・緊急通報
	4 安全・防犯体制の整備	交通安全・防犯・消費者被害
	5 ユニバーサルデザインのまちづくり	施設整備・公共交通・移動手段

第 4 章 基本計画

第4章 基本計画

第1節 支えあいの地域福祉活動を展開する

1 地域福祉ネットワークの構築

地域福祉活動は、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員などの各種委員、事業者、学校、地域組織、公的機関など、地域を構成する様々な団体や機関が推進しています。それぞれがそれぞれの目的のために活動していますが、同じ地域で活動している団体や機関が一堂に会し、一体的な地域福祉の推進を図る機会はほとんどないのが現状です。

今後は、同じ地域で活動する団体や機関が情報を共有し、連携していくことが重要であり、そのためのネットワークを構築していくことが求められています。

◎町の取り組み

- 社会福祉協議会を中心に、地域の福祉活動を行う各関係団体との連携を深めることにより、町民の自主的・自立的な福祉活動への参画機会を拡充します。
- 地域福祉に取り組む団体や機関が一堂に会する場の設置について検討するなど、必要に応じて相互に情報交流を図りながら、情報を共有できる仕組みづくりに努めます。
- 同じ目的で活動する団体同士の交流機会を充実します。
- 地域福祉活動の推進主体である社会福祉協議会が安定した円滑な運営が行えるように、支援していきます。

◎地域の取り組み

- 各種団体や組織と連携・協働して取り組めることがないか検討しましょう。
- 団体や機関は、情報交換を行うなど、お互いの交流を深めましょう。
- 地域において、高齢者や子どもの見守りネットワークを構築しましょう。
- 「社協だより」などを通じて、社会福祉協議会の活動を知りましょう。

2 地域福祉への理解の浸透

地域福祉活動を進めていくためには、その必要性を認識し、関心を持ち、理解を深めることが大切です。また、他人を思いやり、お互いを支えあおうとする気持ちを町民一人ひとりが持つことも大切です。

そのためには、家庭、学校、地域など、あらゆる場面において、子どもの頃から地域福祉への理解を深めていくことが求められます。

近年は核家族化や少子化が進み、地域社会の子育て力が低下する傾向にあり、また子どもたちが地域の大人とふれあう機会も減少していることから、家庭を中心に学校や地域が連携し、地域のふれあいの中で子どもたちの福祉の心を育んでいく必要があります。

幸い本町には助けあいの風土が根付き、近所付き合いは大切だと考える人が多いことから、大人も子どもも地域の絆の中で支えあって生活できるよう、福祉教育や啓発活動を進める必要があります。

◎町の取り組み

- 家庭教育相談などを通じて、家庭における福祉教育を支援します。
- 小中学校の特性を活かした福祉教育、学習、体験交流などの学校教育を推進します。
- みのぶまつりなどの機会を通じて、福祉意識の高揚を図ります。
- 生涯学習や各課で主催する事業の中で、思いやりや福祉の心を学ぶ講座を充実します。

◎地域の取り組み

- 家族で地域の行事や福祉活動に参加しましょう。
- 町内で開催される講座やイベントに参加するなど、地域福祉に関心を持ちましょう。
- 高齢者や障害のある人などへの理解を深めましょう。

3 地域福祉活動の担い手の育成

地域福祉活動は町民参加が基本であり、その活動を支援していく必要があります。住みよい地域をつくっていくための地域福祉を推進していく担い手は、一人ひとりの町民であり、その中で自主的に福祉活動などを推進しているボランティア活動はその主翼を担うもので、町内では多くのボランティア団体が活躍しています。

社会福祉協議会では、ボランティアセンターの運営をはじめ、各種講座の開設やボランティア団体への助成、相談、体験学習、情報収集・広報活動、交流の場づくりなど、町民のボランティア活動の支援や、ボランティア情報の提供などを行っています。

しかし一方では、地域福祉活動に参加している活動の担い手の固定化や高齢化が懸念されていて、活動を継続していくためには、新たな参加者を増やし、幅広い年齢層から人材を発掘し、活動リーダーを育成していく必要があります。

◎町の取り組み

- 学校教育や社会教育における社会福祉教育を推進し、ボランティア活動の普及に努めるとともに、特に若い世代や高齢世代のボランティア活動への参加促進を図ります。
- 社会福祉協議会が発行するボランティア情報誌をはじめとして、様々な機会を捉えてボランティア団体や活動の状況をPRします。
- ボランティアセンターを中心に、今後のボランティア活動へつながるよう、ボランティア体験事業や講座を企画・運営します。
- ボランティア活動を支援するため、わかりやすい情報を提供し、相談機能や連絡調整機能を強化します。
- 手話教室など地域ボランティア学習会を継続して開催し、ボランティアのスキルアップ、新たなボランティアの育成に努めます。
- 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、「地域での支えあい活動」を基本にしたボランティア活動を推進します。
- 「ボランティアの集い」を継続して開催し、住民として何ができるのか、何が必要なのかを考える場として、さらには新たな活動者の発掘の場とします。
- 認知症サポーター*やゲートキーパー*などの育成に努めます

*認知症サポーターとは

認知症サポーター養成講座を受けた者。認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらうことを目的としています。

※ゲートキーパーとは

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置づけられる人をいいます。

◎地域の取り組み

- 地域で取り組む福祉活動に積極的に参加しましょう。
- 地域福祉のリーダーに協力しましょう。
- ボランティア活動に関心を持ちましょう。
- 一人ひとりができることからボランティア活動をはじめましょう。
- ボランティア養成講座に積極的に参加しましょう。
- 気の合った仲間同士で行う地域住民グループ活動を進めましょう。
- 活動中の不慮の事故などに備えて、ボランティア活動保険や行事用保険に加入しましょう。

4 情報提供と相談体制の充実

高齢者や障害のある人、子育て家庭など、支援を必要とする人たちは増加しています。そのため、どこでどのような支援が受けられるのか、どこに相談したらよいのか、町民一人ひとりが把握できるように情報提供を充実していくことが必要です。

また、悩みや不安、生活課題は多様化・複雑化してきています。そのため、相談体制を充実していくことも必要です。相談先として家族を挙げる人が多くありました。そのため、家族が本人の相談を受け止め、その後どのような対応をとるかが大きなポイントになります。町民一人ひとりが受けた相談をどこにつなげたらよいのかをよく理解し、解決に結びつけていくことが重要です。

本町では、様々な相談機関があり、場所も機会もたくさん用意していますが、こうした情報も積極的に提供していくことが必要です。

◎町の取り組み

- 広報誌やパンフレット、回覧板、ホームページなどを通じて、福祉情報の提供を充実します。
- 相談内容に応じた相談窓口の周知を図ります。
- 相談機関同士の連絡調整、情報共有による迅速な解決に努めます。

◎地域の取り組み

- 広報誌や回覧板などを注意深く読むようにしましょう。
- 回覧板はできるだけ手渡しするようにしましょう。
- どこにどんな相談を受け付けてくれるところがあるのか、日頃から理解しておきましょう。
- 自分で問題を抱え込まずに、相談するようにしましょう。

第2節 安心して暮らせる福祉環境を整備する

1 福祉サービスの利用支援

福祉サービスを安心して利用するためには、福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報、相談できる場所や相談員の情報などについて、だれでも容易に必要な情報が入手できるよう努めていく必要があります。加えて、提供されるサービスが質の高い良質なサービスであるよう、質と量の両面から指導や監督を行うことも必要です。

また、日々を安心して暮らせるには、支援を必要としている方が福祉サービスを的確に利用できるよう、適切な支援を行うことが重要です。本町では、介護保険や障害福祉のサービスに対する意見や苦情等を、役場や各サービス事業所、地域相談窓口などで受けて対応しています。

近年、様々な主体・当事者が自発的に活動することで、支えあいと活気のある社会の実現をめざす「新しい公共」という概念が浸透しつつあり、地域福祉の実現もそのひとつと考えられています。

今後も、質の高い福祉サービスの確保に努めるとともに、町民のニーズを満たすことができるよう、様々な主体が福祉サービスを提供していくことが課題となっています。

◎町の取り組み

- サービス提供事業者に対する指導や監督を行い、サービスの質の確保に努めます。
- 福祉サービスに関する苦情に適切に対応し、苦情内容の解決及び事業者が抱える困難事例の解決に努めます。
- 法律の改正や新しい制度の開始についての情報を的確に把握し、町民への周知を図ります。
- 多様化・高度化する町民のニーズに柔軟に対応することができるよう、地域組織やサービス提供事業者等との連携により、新たな福祉サービスの提供を検討します。

◎地域の取り組み

- 支援が必要な人がいた場合は、町や関係機関に連絡しましょう。
- 地域住民が協力しあって、インフォーマル（非公式）なサービスの提供を検討しましょう。

2 要配慮者への対応

一人暮らしや認知症の高齢者が増加しており、判断能力の低下により財産の管理やサービス利用の援助など必要な場面が考えられることから、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などを通じて、支援が必要な人の生活を守ることが求められています。

近年では、虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）、自殺、ひきこもり、ホームレスなどに加え、ヤングケアラー^{*}、子どもの貧困などの新しい社会問題が顕在化し、支援が必要な人が増加しています。こうした個々のケースに適切に対応できるよう、支援体制を整えていくことも必要です。

町では、要保護指導対策地域会議や地域ケア会議を開催するなど、虐待やDVなどへの対策を強化しています。また、地域包括支援センター及び福祉保健課が成年後見制度の窓口となり、日常生活自立支援事業との連携により認知症高齢者等が安心して暮らせる社会づくりを推進しています。

今後も、支援が必要な人たちを早期に発見して、適切な対応を図っていくことが必要です。

***ヤングケアラーとは**

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。

◎町の取り組み

- 高齢者の介護予防ケアマネジメント機能等を持つ「地域包括支援センター」を核として、総合相談支援と権利擁護に努めます。
- 社会福祉協議会と連携しながら、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知に努めます。
- 民生委員・児童委員、福祉施設、医療機関、学校、警察など、あらゆる関係機関とともに、支援が求められる個々のケースに適切に対応します。
- 生活困窮者等に対し、資金の貸付けに関する情報提供や必要な援助指導等を行います。
- 障害者等支援が必要な方にヘルプマーク^{*}を配付します。またヘルプマークについての周知を広報等で行います。
- 自殺防止のための意識啓発や広域的な専門相談体制との連携、自殺防止を支援する人材育成などを行うことにより自殺防止を図ります。
- 地域の関係機関との連携のもとに、支援が必要な人の早期発見と早期対応に努めます。

※ヘルプマークとは

内部障害のある人や難病患者の他、妊娠初期の女性など、見た目では障害がある、あるいは配慮が必要なことが分かりづらい人が周囲から手助けを得られやすくする目印です。

◎地域の取り組み

- 地域の人が虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）などで権利を侵されないよう、声かけ、見守り、通報などを行いましょう。
- 問題を家族だけで抱え込まずに、できるだけ早く相談しまししょう。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業など、権利を守る仕組みについて理解を深めましよう。*
- ヘルプマークを見かけたら積極的に声をかけ支援をしまししょう。

※成年後見制度や日常生活自立支援事業については、37頁からの身延町成年後見制度利用促進基本計画を参照。

3 災害時等緊急体制の整備

近年、地震、台風や集中豪雨など大規模な自然災害が全国各地で発生しています。また、原子力発電所の事故も発生し、多くの方がこれまでの日常生活を取り戻すことが困難なままです。本町でも東日本大震災の教訓を踏まえ、南海トラフ地震、首都直下型地震、富士山火山噴火等の大規模災害へ、万全の備えをしておく必要があります。また、近年は台風や集中豪雨による被害が町内でも数多く発生しており、急峻な山間部とその谷間に沿って集落が点在する地形の本町は、土砂災害の危険箇所や土石流危険渓流などが多いことから、隣近所で見守り、助けあう地域づくりと、防災力、減災力を高めることが重要です。

災害時以外にも、急病やケガ、徘徊などの緊急事態が発生することがあります。警察や消防に通報できなかつたり、日中一人で助けを呼べなかつたりする人もあり、こうした人たちの安心と安全を確保する必要があります。

◎町の取り組み

- 病院、福祉施設や自主防災組織、消防団、関係機関と連携し、要配慮者対策の推進を図ります。
- 関係機関との連携により、避難と支援が必要な人たちの把握に努め、情報共有のあり方を検討します。
- 徘徊高齢者探知システム、ふれあいコール、ふれあいペンダントなどの安心と安全のためのサービスについて周知します。
- 地域における見守りネットワーク活動を支援します。

◎地域の取り組み

- 自分たちの地域は自分たちで守るという意識のもと、自主防災活動に取り組みましょう。
- 災害に備え、地域の危険な箇所や避難場所を確認しておきましょう。
- 近隣の避難支援が必要な人たちの把握と実際の避難に向けた個別支援の方法を検討しましょう。
- 避難支援が必要な人は、積極的に支援を申し出ましょう。
- 地域における見守り活動に参加しましょう。

4 安全・防犯体制の整備

近年、犯罪の広域化、多様化、凶悪化により女性や社会的弱者である子どもたちや高齢者を狙った犯罪が増加し問題になっています。そのため、住民同士の交流や見守り、声かけを通じて、日頃からのつながりを強め、安心して暮らすことのできる防犯力のある地域づくりに取り組む必要があります。

また、子どもや高齢者などが交通事故に巻き込まれないよう、啓発活動や見守り活動などを関係機関と連携して取り組むことも必要です。あわせて、交通事故の加害者にならないよう啓発や教育に努め、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進める必要があります。

さらに、通学路をはじめ、交通事故の危険性の高い箇所を中心に、歩道、カーブミラー、防護柵等の交通安全施設の整備を充実していくことも求められます。

◎町の取り組み

- 防犯意識高揚のための啓発活動や青色防犯パトロールを実施します。
- 防犯灯設置やLED化への改修支援等、地域の要望に沿って支援します。
- 高齢者や障害者等を狙った悪質商法等や子どもを巻き込む事件等の被害に遭わないよう、広報や防災行政無線等を活用した情報の提供をはじめ、防犯に関する幅広い情報の提供に努めます。
- 小学生の登下校時にスクールガードによる見守りを行います。
- 計画的な交通安全施設の整備をします。
- 地域の自主的な交通安全・防犯運動を支援します。
- 交通安全関係団体の活動を通じて、交通ルール・モラル・マナーの向上への啓発を図ります。
- 悪質電話被害対策機器設置の推進に努めます。

◎地域の取り組み

- 日頃から地域でのあいさつ運動や声かけを行い、地域住民とのコミュニケーションを密にしましょう。
- 犯罪を起こしにくい地域となるよう、防犯活動を進めましょう。
- 不審者を見かけたら、近隣で声をかけあって追放できる体制をつくりましょう。
- 振り込め詐欺などの消費者被害に巻き込まれないよう、家庭や地域で話し合いましょう。
- 交通ルールとマナーを守って交通事故に遭わないようにしましょう。

5 ユニバーサルデザイン*のまちづくり

高齢者や障害者、子育て中の保護者だけでなく、誰にとっても暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりが求められています。そのため、公共空間のバリアフリー化や移動手段を確保することなどにより、誰にでもやさしいまちづくりを推進していくことが必要です。

また、新しい施設などをつくる際には、誰もが使いやすいものとなるよう、ユニバーサルデザインの考え方で施設整備を進めることが重要です。

さらに、平成28年4月障害者差別解消法が施行され、「障害のある人への差別をなくすことで、障害の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会をつくることを目指す」という法律のもと、障害者差別のない社会を目指していきます。

こうした中、特に高齢者の足の確保として、本町では町営バスのほかに、みのぶ乗り合いタクシーの運行も実施しています。

民間事業者では採算の合わない路線ですが、町民が地域で自立した生活を送るためには欠かせない交通手段となっています。そのため、地域交通を充実させていく必要があります。

*ユニバーサルデザインとは

年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、すべての人が利用できるよう、設計、デザインすることを言います。

◎町の取り組み

- 生活空間及び施設において、すべての利用者に可能な限り、優しく使いやすい環境への改善を促進するユニバーサルデザイン化推進事業を進めます。
- 各種催しにだれもが参加できるような交通手段の確保など、生活面も含めた包括的な地域ユニバーサルデザイン化を進めます。
- 移動円滑化法や山梨県幸住条例に基づく指導を行います。
- 民間事業者に対して、ユニバーサルデザインの考え方を普及します。
- 段差の解消や交通安全施設の整備など、外出や移動がしやすい環境づくりを進めます。
- 公共交通の充実について、関係機関と検討します。

◎地域の取り組み

- 道路などの危険な箇所や壊れた箇所を見つけたら、町へ連絡しましょう。
- 公共交通機関の利用を心がけましょう。

第5章 計画の推進に向けて

第 5 章 計画の推進に向けて

第 1 節 「自助」・「共助」・「公助」および「互助」の役割

町の地域福祉は、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の考え方を基本とします。

地域福祉活動をすすめるにあたっては、公的な福祉サービスが整備されるだけでなく、住民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること「自助」や、地域活動・地域福祉活動を行う人たちや地域の事業等が連携し、それぞれの役割や特性を活かして活動をしていくこと「共助」の重要度が、ますます高まっています。

町は、公的な制度による福祉サービスの整備や、自助・共助を支援していくこと「公助」により、地域と協働しながら地域活動をすすめていきます。

さらに、福祉に関する支援を必要としている人達に対して、きめ細かい配慮・支援を行っていくためには、隣近所に住む人たちや友人などの身近な人間関係なかでの支え合い・助け合い「互助」の役割が大きくなっています。

地域福祉はこうした「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の役割分担のなかで、地域の課題を解決し、それぞれの立場の人が協力し連携体制を作ることで、一人ひとりの“しあわせな暮らし”を実現していくものです。

第 2 節 地域包括ケアの推進

高齢者の生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域：概ね 30 分以内で駆けつけられる圏域で統合前の中学校区が理想的）で適切に提供できるような地域での体制、すなわち地域包括ケアシステムの構築が求められており、中富すこやかセンター内の地域包括支援センターを中心とした体制を構築していきます。

こうした考え方は、高齢者を対象としたものだけではありません。障害者、子ども、生活保護世帯など、支援を必要とする様々な人たちに対して、中富すこやかセンターが一次窓口となり、関係機関との連携によって地域の福祉課題の解決につなげていけるよう努めます。

第3節 協働による計画の推進

町民と行政の協働による地域福祉を推進するためには、町民と行政が、より相互理解を深める必要があります。そのため、地域福祉計画や地域福祉に関する情報を広報みのぶや、ホームページなど多様な媒体を活用し、広く町民に周知して意識啓発を図ります。町民も発信される情報に高くアンテナを張り、必要な情報を取得するようにしましょう。

また、地域福祉の充実に関わる様々な意見の収集を行うなど、町民との情報共有に努めます。

さらに、地域福祉活動の中核としての役割を担う身延町社会福祉協議会との連携・協力のもとに、地域福祉を推進するほか、町民、事業者、関係機関との協働のもとに計画を推進します。

第4節 計画の評価と見直し

計画の見直しに向けて、毎年の取り組み状況を把握していきます。また、社会の動向や地域福祉を取り巻く制度変更などに対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

身延町地域福祉計画

令和4年度～令和8年度

発行日 令和4年3月

発行者 身延町 福祉保健課

〒409-3304 山梨県南巨摩郡身延町切石 117-1

『中富すこやかセンター』

TEL : 0556-20-4611 FAX : 0556-20-4554

身延町成年後見制度利用促進基本計画

令和4年3月

身 延 町

● 目 次 ●

第1章	計画策定にあたって	39
第1節	計画策定の趣旨	40
第2節	計画の位置づけ	42
第3節	計画の施行	42
第2章	身延町の権利擁護の現状	43
第1節	成年後見制度等利用状況	44
第2節	成年後見制度申立・助成状況	45
第3節	日常生活自立支援事業の現状	46
第3章	基本理念と基本目標	47
第1節	基本理念	48
第2節	基本目標（「基本計画」より）	48
第3節	施策体系	49
第4章	計画の推進に向けて	50
第1節	具体的取組	51
第5章	計画の進行管理	55

第1章 計画策定にあたって



第 1 章 計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、判断能力が不十分となり財産の管理又は日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ共生社会の実現に資すると考えられます。

本町の高齢者人口の割合は増加しており、その中で、一人暮らし高齢者、認知症高齢者も多く、本人の意思を尊重するための権利擁護支援のニーズが増えています。

平成 28 年に制定された成年後見制度の利用の促進に関する法律^{※1}の第 12 条第 1 項によって、平成 29 年に国の成年後見制度利用促進基本計画^{※2}が策定され、地域における成年後見制度^{※3}の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。本町でも「身延町成年後見制度利用促進基本計画」の策定を行い、権利擁護の推進を図ります。

※1 成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「促進法」という。）とは

平成 28 年法律第 29 号。成年後見制度の利用促進について基本理念（ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上の保護の重視）を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された。

・第 12 条第 1 項

政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

・第 14 条第 1 項

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

※² 成年後見制度利用促進基本計画（以下、「基本計画」という。）とは

促進法に基づき、計画的に成年後見制度利用促進に取り組むために平成 29 年 3 月閣議決定された。

※³ 成年後見制度とは

平成 12 年 4 月開始。認知症や知的障害その他の精神上的の障害などで、判断能力が不十分であり、法律行為における意思決定が困難な方々に対し、判断能力を補い、その方々の財産等の権利を擁護し、「自己決定の尊重」と「本人保護」との調和を理念とした制度。

「法定後見制度」と「任意後見制度」の 2 つがある。

◎法定後見制度とは

本人の判断能力の程度等に応じて「後見」「保佐」「補助」の 3 類型に分かれる。

- 後見…判断能力を欠いており、財産管理や適切な判断ができない方に対し、成年後見人が原則としてすべての法律行為の同意や取り消し、代理を行う。
- 保佐…判断能力が著しく不十分で、財産管理や適切な判断が不安な方に対し保佐人が民法 13 条 1 項記載の行為他、申立により裁判所が定める行為に関する同意や取り消しを行い、申立により裁判所が定める行為を代理する。
- 補助…判断能力が不十分で、財産管理や適切な判断が心配な方に対し、補助人が申立により裁判所が定める行為に関する同意や取り消し、代理を行う。

◎任意後見制度とは

本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、代理人（任意後見人）に代理権を与える契約を公正証書で結んでおく制度。

第2節 計画の位置づけ

促進法第12条第1項に基づき、国が定める基本計画を勘案し、促進法第14条第1項において、当該市町村の区域における施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

第3節 計画の施行

「身延町成年後見制度利用促進基本計画」は、令和4年4月施行開始とし、町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 身延町の権利擁護の現状



第 2 章 身延町の権利擁護の現状

第 1 節 成年後見制度等利用状況

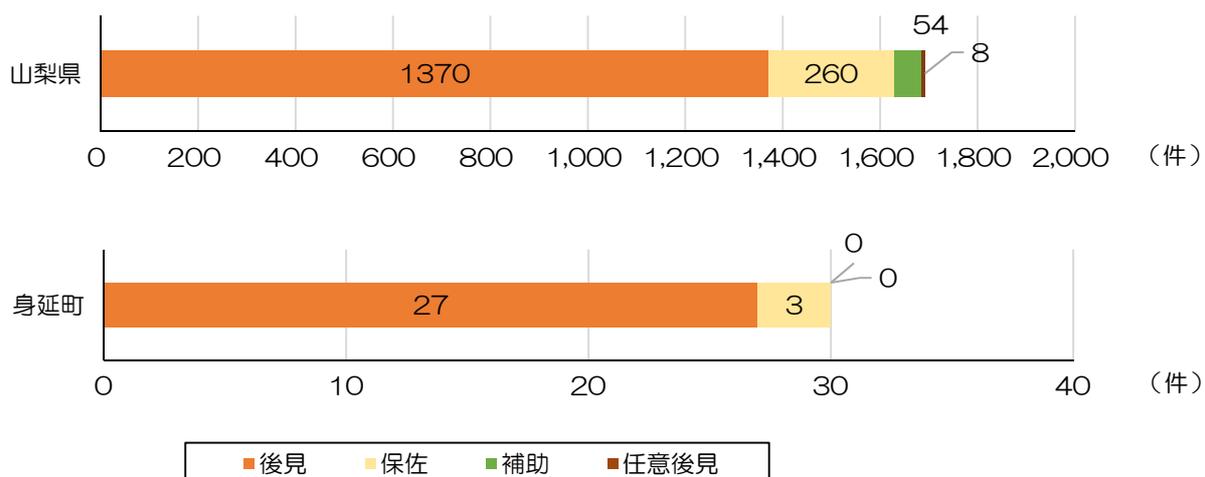
◎成年後見制度の類型別利用者数（R3.10.29 現在）

山梨県の成年後見制度の利用者数は 1692 件となっています。

類型別でみると「後見：1370 件（81%）」「保佐：260 件（15.4%）」「補助：54 件（3.2%）」「任意後見：8 件（0.4%）」で、後見と保佐で 95%以上を占めている状況です。

身延町の成年後見制度の利用者数は 30 件となっています。

類型別でみると「後見：27 件（90%）」「保佐：3 件（10%）」で、補助と任意後見はない状況です。



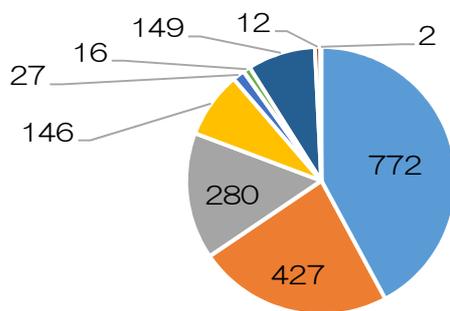
資料：甲府家庭裁判所

◎成年後見制度の後見人等属性別利用者数（R3.10.29 現在）

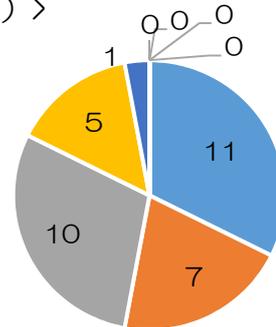
親族が後見人等の件数（割合）は、山梨県は 772 件（42.2%）、身延町は 11 件（32.4%）で、山梨県と比べて身延町は親族が後見人の割合が低くなっています。

親族以外の専門職が後見人等の件数（割合）は、山梨県は 1059 件（57.8%）、身延町は 23 件（67.6%）で、親族以外の専門職が後見人の方が過半数以上を占めています。

＜山梨県（件）＞



＜身延町（件）＞



■親族 ■弁護士 ■司法書士 ■社会福祉士 ■行政書士 ■その他専門職 ■社協等法人 ■市民 ■その他

※1 件につき複数の後見人等がいるケースあり

資料：甲府家庭裁判所

第2節 成年後見制度申立・助成状況

◎市町村長後見等申立件数（身延町）

身延町の成年後見町長申立の件数は、高齢者・障害者を合わせて年間0～5件で、年によってばらつきはありますが、ほぼ横ばいとなっています。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
高齢者件数（件）	0	4	0	1	1
障害者件数（件）	0	1	0	3	0

◎後見人報酬助成利用件数（身延町）

身延町の後見人報酬助成の件数は、高齢者・障害者を合わせて年間0～2件となっており、やや増加傾向にあります。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
高齢者件数（件）	0	0	1	2	1
障害者件数（件）	0	0	0	0	1

第3節 日常生活自立支援事業^{※4}の現状

◎日常生活自立支援事業利用者数（身延町）

身延町の日常生活自立支援事業利用者数は、年間12～15件で、ほぼ横ばいとなっています。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
利用者数（人）	13	15	12	14	15

※4 日常生活自立支援事業とは

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用補助や日常金銭管理等を行うもの。

第3章 基本理念と基本目標

第 3 章 基本理念と基本目標

第 1 節 基本理念

身延町高齢者福祉計画において目指す姿を「誰もが生きがいを持ち 支え合い 元気で暮らせる町」としています。その中の基本理念の一つとして「安心して暮らせる地域社会の実現」を掲げ、高齢者及び障害者が安心・安全に生活できる環境整備や権利擁護施策等を通じた個人の尊厳が尊重されるまちづくりを通じて、安心して暮らせる地域社会の実現を目指しています。

高齢者及び障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるために、権利を擁護すると同時に、その制度を利用しやすいものにする必要があります。

本計画も身延町高齢者福祉計画の基本理念を踏まえ、

「権利を守り 安心して暮らせる 地域社会の実現」

を基本理念とします。

第 2 節 基本目標（「基本計画」より）

1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

認知症高齢者や障害者の意思を出来る限りくみ取り、生活を守り、権利を擁護し、利用者自身の意思を尊重した支援が受けられるよう取り組みます。

2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護を進めるために相談窓口の充実や関係機関との連携を図ります。

3 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

制度を必要とする本人や親族、関係者が制度について理解が十分でない、親族の協力が得られない、経済的な理由から制度利用に結びつかない等の場合、制度の周知、相談及び助成を行うことで利用につなげる支援を行います。

また、地域の見守り体制の整備や関係機関・事業所等との連携を図り、不正の発生を未然に防止するよう努めます。

第3節 施策体系

基本理念	基本目標	具体的取組
権利を守り 安心して 暮らせる 地域社会の実現	1 利用者がメリットを実感 できる制度・運用の改善	(1)必要な人へ制度利用をつなげる支援 (2)必要な支援のサービス調整
	2 権利擁護支援の地域連携 ネットワークづくり	(1)相談支援・体制の整備 (2)地域見守り活動の推進
	3 不正防止の徹底と利用し やすさとの調和	(1)制度理解の啓発 (2)地域見守り活動の推進 (3)利用しやすさの向上

第4章 計画の推進に向けて



第4章 計画の推進に向けて

第1節 具体的取組

1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

(1) 必要な人へ制度利用をつなげる支援

成年後見制度を必要とする対象者の把握は困難な場合があります、また、制度を知らない事から利用につながらないことがあります。必要な人が制度利用につながるよう支援します。

【具体的取組】

① 広報事業の実施

- ・ 町広報誌による周知啓発活動
- ・ ホームページによる広報活動
- ・ 各種研修会での周知

② 相談事業の実施

- ・ 相談窓口の周知を図るとともに、相談窓口の充実
- ・ 相談を受けた際等に、必要な制度利用につながるよう情報提供等支援

③ 庁内・関係機関との連携

- ・ 対象者の把握と情報交換
- ・ 必要に応じて家庭裁判所や各種専門職と連携

(2) 必要な支援のサービス調整

認知症高齢者に対する地域包括支援センターの支援及び、障害者福祉における各種支援体制がある中で、本人が日常生活を送る上で必要なサービス及び制度の利用を検討します。

【具体的取組】

① 利用調整、検討会の実施

- ・ 利用調整を行う連絡会の実施
- ・ 本人の生活状況に合わせた関係者による検討会の実施
- ・ 地域ケア会議の活用

② 本人、親族、支援者等との調整実施

2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

(1) 相談支援・体制の整備

成年後見制度・相談窓口や支援体制を知らない人も多い事から、相談支援体制の周知を図ります。

【具体的取組】

① 広報事業の実施

- ・ 町広報誌による周知啓発活動
- ・ ホームページによる広報活動
- ・ 各種研修会での周知

② 相談事業の実施

- ・ 相談窓口の周知を図るとともに、相談窓口の充実
- ・ 相談を受けた際等に、必要な制度利用につながるよう情報提供等支援

(2) 地域見守り活動の推進

地域見守り活動が本人や生活環境の異変に気付く機会となり、不正の未然防止や日常生活の支援につながることを期待されます。

【具体的取組】

① 民生委員等による見守り活動の実施

- ・ 巡回訪問活動による見守り
- ・ 地域の集い活動による見守り

② 民間の協力事業者による見守り活動の実施

- ・ 関係機関（警察、消防、社会福祉協議会等）の協力支援
- ・ 提携機関（郵便局）の協力支援

3 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

(1) 制度理解の啓発

不正防止のために、成年後見制度を理解することが重要であるとともに、広く町民が制度を理解することにより利用しやすさにつながると考えられます。

【具体的取組】

① 広報事業の実施

- ・ 町広報誌による周知啓発活動
- ・ ホームページによる広報活動
- ・ 各種研修会での周知

② 相談事業の実施

- ・ 相談窓口の周知を図るとともに、相談窓口の充実
- ・ 相談を受けた際等に、必要な制度利用につながるよう情報提供等支援

(2) 地域見守り活動の推進

地域見守り活動が本人や生活環境の異変に気付く機会となり、不正の未然防止や日常生活の支援につながることを期待されます。

【具体的取組】

① 民生委員等による見守り活動の実施

- ・ 巡回訪問活動による見守り
- ・ 地域の集い活動による見守り

② 民間の協力事業者による見守り活動の実施

- ・ 関係機関（警察、消防、社会福祉協議会等）の協力支援
- ・ 提携機関（郵便局）の協力支援

(3) 利用しやすさの向上

必要な人へ制度利用につながるよう支援します。また、身寄りがいない・経済的な理由により、制度利用が困難な場合、助成します。

【具体的取組】

① 庁内・関係機関等との連携

- ・ 対象者の把握と情報交換
- ・ 必要に応じて家庭裁判所や各種専門職と連携

② 身延町成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づく利用支援

- ・ 市町村長申立と市町村長申立時の申立費用助成
- ・ 成年後見人等の報酬に対する助成（市町村長申立を行った対象者のうち、要件を満たすもの）

第5章 計画の進行管理



第 5 章 計画の進行管理

成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方に基づいて、計画を実行していきます。併せて、計画の進捗状況等の点検・評価を行い、必要に応じて改善・調整等を行います。

身延町成年後見制度利用促進基本計画

発行日 令和4年3月

発行者 身延町 福祉保健課

〒409-3304 山梨県南巨摩郡身延町切石 117-1

『中富すこやかセンター』

TEL : 0556-20-4611 FAX : 0556-20-4554